

総社市議会議員の政務活動費の特例に関する条例をここに公布する。

令和2年6月8日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第17号

総社市議会議員の政務活動費の特例に関する条例

総社市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年総社市条例第5号）第3条第1項の規定にかかわらず、令和2年9月から令和3年3月までの間における政務活動費の月額、同項に規定する額から3万円を減じた額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（有効期限）

2 この条例は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。